失踪宣告取消

平成２７年（家）第５３７３号
本籍横浜市金沢区六浦５丁目1538番地の７、住所新潟県燕市白山町３丁目11番37号丸山正文方
申立人（失踪者）　丸山　　**均**
昭和25年８月１日生
平成28年２月９日失踪宣告取消審判確定
新潟家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第２０２５号
本籍青森県青森市北金沢２丁目155番地の３、住所岐阜県各務原市鵜沼南町６丁目２　メゾンクレオール203
申立人（失踪者）　森　百合夫
昭和12年７月15日生
平成28年２月９日失踪宣告取消審判確定
岐阜家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２７年（へ）第１号
埼玉県ふじみ野市亀久保1795番地の15
申立人　栄和工具工業株式会社
代表者代表取締役　吉田　和雄
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月２日
平成28年２月９日　　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ232198
金額　800,000円
支払期日　平成27年12月31日
支払地　埼玉県さいたま市
支払場所　株式会社みずほ銀行浦和支店
振出日　平成27年８月31日
振出地　埼玉県さいたま市
振出人　株式会社東京サニックス　代表取締役　伊藤　　誠
受取人　ＴＨ精型
第一裏書人　ＴＨ精型　田辺　嘉弘
第一被裏書人　株式会社エーエーオー
第二裏書人　株式会社エーエーオー　代表取締役　荻原　宏明
第二被裏書人　株式会社秀栄機工
第三裏書人　株式会社秀栄機工　代表取締役　安藤　秀樹
第三被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第２号
東京都江戸川区西小岩２丁目20番９―201号
申立人　株式会社建心
代表者代表取締役　越川　之雄
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月３日
平成28年２月８日　　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＢ10965
金額　348,192円
支払期日　平成27年６月30日
支払地　千葉市
支払場所　株式会社千葉銀行都賀支店
振出日　平成27年３月31日
振出地　白地
振出人　サニット株式会社　代表取締役　井上　登志男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第２号
長崎市虹が丘町２―14
申立人　江口ヨシエ
権利を争う旨の申述の終期　平成28年１月31日
平成28年２月５日　　長崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　102560
金額　5,000,000円
支払人　白地
支払地　白地
振出日　平成27年８月25日
振出地　長崎県長崎市
振出人　株式会社みずほ銀行長崎支店　支店長　伊達　博一
最終所持人　申立人

破産手続における保全管理命令

平成２８年（フ）第１３２号
京都市山科区勧修寺西北出町８番地
債務者　近畿生コン株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　加古　尊温
平成28年２月16日
京都地方裁判所第５民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５９号
福岡県春日市須玖北７丁目115番地　ヴェルドミール須玖507号
債務者　中原　美知
１　決定年月日時　平成28年２月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　靏　　拓剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４号
兵庫県三田市乙原89番地１
債務者　中　　勝子
１　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　頼富　隆光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８０号
香川県高松市香川町川東上1762番地10　アルペンローズ203
債務者　安廣　　智（旧姓山代）
１　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古川慎一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３号
香川県高松市国分寺町新名688番地３　サーパス国分寺601
債務者　松原　憲治
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　祐一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午後３時
５　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
香川県高松市西山崎町15番地12
債務者　稲原　直亮（旧姓河津）
１　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３号
群馬県前橋市天川大島町１丁目12番地３　吉田コーポＮｏ．２　201号
債務者　須藤　淳一
１　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
滋賀県高島市今津町福岡442番地
債務者　田川　博隆
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浮田　麻里
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２７号
広島市安佐北区狩留家町2266番地
債務者　上田　清文
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々井真吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部